

LGBTの子どもたち

—「特別な配慮」から「合理的配慮」へ—

京都府立高校教員 土肥 いつき

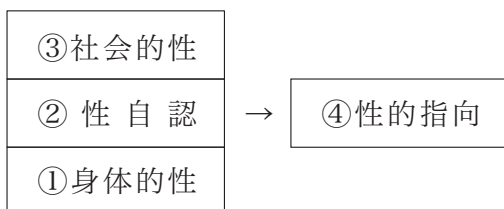
1、セクシュアリティとは

「性」という言葉には、ともすれば「生殖」というイメージがつきまってしまうのではないのでしょうか。しかし例えば、私たちが自分の人生や生活を振り返った時、「女性／男性」というキーワードを抜きに考えることはできません。このように、「性」を「生」と一体となったものとしてとらえていこうという考え方を「セクシュアリティ」といいます。であるならば、私たちは誰もがセクシュアリティの「当事者」なのです。

とはいえ、従来は「性は女と男のふたつだけ」と考えられてきました。しかし、性に関する研究をしている人たちは「性というのは、単純に女・男のふたつにわかれるんじゃないくて、いくつかの要素にわけて考える必要がある」と言っています。

人間の性をいくつかの要素で考えるかについてはいろいろな説がありますが、私は4つの要素で考えています。それを図示したものが図1です。

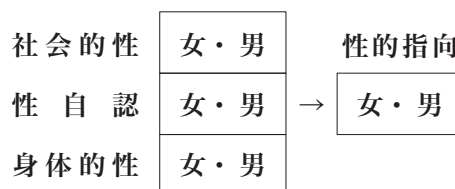
図1 セクシュアリティの多重構造



まず、①「身体的性」、すなわち身体がどのような形をしているかです。従来は、身体が女の形だったら女、男の形だったら男と言われていました。しかし、それとは別に②「性自認」というものがあり

ます。性自認とは、自分自身の性別をどのように認識しているのかということです。わかりやすく「心の性別」という人もいます。そして③「社会的性」です。「性表現」ということもできるでしょう。わたしたちは日常的に自分自身の性別情報を発信しながら生活をしており、それを受けとめる他者との相互行為の中で「ある性別を社会的に生きている」のです。そしてもうひとつが、④「性的指向」です。これは好きになる相手の性別がどのようなものかということです。これら4つの要素が単純に「女性／男性」のふたつあると考えても、全部で $2^4=16$ 通りになります(図2)。「性」は多様なのです。

図2 セクシュアリティの16パターン



2、セクシュアリティのバリエーション

そして、この16通りすべての間に「優劣」や「正常／異常」の別はありません。しかし、アンバランスはあります。それは人数です。多くの人には16パターンの中の2パターン、すなわち「左3つが女性で右が男性」「左3つが男性で右が女性」です。しかし、当然他のパターンの人もあります。

それぞれのパターンには名前がついています。まず、先にあげた2パターン的人是「シスジェンダーの異性愛者」と言います。それに対して、「性自認が女性で

性的指向が女性」の人が「レズビアン (Lesbian)」です。また、「性自認が男性で性的指向が男性」の人が「ゲイ (Gay)」です。また、性的指向が「性別にこだわらない」「性別以外のこだわりがある」といった人を「バイセクシュアル (Bisexual)」と言います。これらの人々は性的指向のバリエーションと考えることができます。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルの人は10人から20人にひとり程度いると言われていています。

それに対して、「身体的性」と「性自認／社会的性」の間にズレがある人を「トランスジェンダー (Transgender)」と呼びます。かつては「男性生まれの女性」のことを「MtF (male to female)」、
「女性生まれの男性」のことを「FtM (female to male)」と呼んでいました。しかし現在、国際的には前者を「トランス女性 (trans-women)」、後者を「トランス男性 (trans-men)」と呼びます。ここにはふたつの理由があります。ひとつは、「male／female」という言葉は生物学的な「オス／メス」をあらわす言葉であり、「ジェンダー」をあらわすためには社会的な性別である「man／woman」のほうがふさわしいということ。そしてもうひとつは、当事者の側から「自分は過去に女性／男性だったことはない。だから、「to」の前に「male／female」を置くのはふさわしくない」という主張があったからです。なお、「性同一性障害 (Gender Identity Disorder=GID)」は性別違和のあり方が診断基準を満たした時につけられる疾病名です。なお、現在国際的には「ズレがあることは病理ではない。ズレによって苦悩がある場合、その苦悩を緩和するケアを提供する」と考えられています。

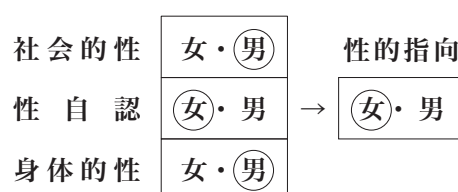
GIDの人は全国に17,000人ぐらいい

ると推定されています。しかし、トランスジェンダーについては正確な調査がないものの、それよりもはるかに多いと考えられています。

「LGBT」はこれら4パターンの頭文字をとったものです。これらは基本的にはそれぞれ異なる存在ですが、ある部分では複合的に絡みあうこともあります。

例えば、図3のような人は「ボーイッシュなトランス女性のレズビアン」ということになります。

図3 どんなセクシュアリティ？



もちろん「L/G/B/T」の4つで残りのすべてのパターンをあらわすことはできません。例えば、「一般的に女性／男性とされる身体とは一部異なる発達を遂げた状態で生まれた人」がいます。このような状態を「DSDs (Differences of Sex Development)」「インターセックス (Intersex)」と言います。あるいはこれらの要素が「わからない」という「クエスチョニング (Questioning)」という人もいます。このような人も含めて「LGBTI」「LGBTIQ」などとあらわすこともあります。あるいは、それぞれのパターンを列挙せず「Sexual Orientation and Gender Identity (それぞれが自分の性的指向と性自認を持っている)」を省略した「SOGI」という表現方法もあります。つまり「LGBT」という表現方法は、さまざまなセクシュアリティのありようを、とりあえず最小限でまとめたものなのです。また、「LGBT」は総称なので、特定の個人を指すものでもありません。

3、「L/G/B」のかかえる困難

L/G/B/Tはそれぞれ異なる概念なので、かかえる困難も重なる部分があればまったく異なる部分もあります。

レズビアンとゲイは「同性愛」という側面では共通する困難があります。例えば、いくつかの地方自治体や企業が「同性パートナー制度」をつくりはじめてはいますが、根本的な解決にはいたっていません。また、社会的な認知が遅れているため偏見の目で見られることを恐れ、カムアウトが困難な状況があります。カムアウトの困難は、同性愛者の存在の不可視性とつながり、当事者に孤立感をもたらしたり、ロールモデルの不在といった困難をもたらします。

一方、レズビアン固有の困難は「女性」の困難と共通しています。女性の経済的自立が困難なこの社会においては、レズビアンカップルでの生活は経済的に非常に困難になります。一方、ゲイについてはそのような困難はないものの、ホモソーシャルなこの社会の中で、より強い偏見の目にさらされており、自殺念慮が非常に高いことが指摘されています。

また、同じ性的指向のバリエーションであるバイセクシュアルがかかえる困難は、また少し違います。「性別によらない性的指向」は、ともすれば「淫乱」というイメージがついてまわります。しかし、バイセクシュアルの人は「人を好きになる時に性別がその基準にならない」というだけのことで、「誰でもいい」と言っているわけではありません。また、バイセクシュアルの人に同性パートナーがいる状態ではレズビアンやゲイと同じ困難をかかえますが、異性のパートナーがいる状態ではそのような社会的困難はなくなります。そのため、レズビアン・ゲイから「いいとこどりをしている」と排除さ

れた歴史もあります。これらはすべて、バイセクシュアルへの無理解から来る偏見と言えるでしょう。

4、学校の中のトランスジェンダー

一方、トランスジェンダーの抱える困難はまったく異なります。例えば学校の中には、制服をはじめとして、ありとあらゆるところに「性別の区分け」があります。これらの区分けすべてが、トランスジェンダーの子どもたちにとっての困難となります。トランスジェンダーにとっては、まさに日常生活そのものが困難とともにあるということができるでしょう。

このような中、2015年4月、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（以下、「通知」）」を出し、性同一性障害のある生徒への相談を徹底するとともに、具体的な支援の事例の提示もおこなったことは大きなニュースとなりました。

学校教育におけるジェンダー研究によると、学校はジェンダーの再生産の場であるとされています。具体的には、子どもの発達段階に応じて、「あなたは女／男ですよ」という刷り込みからはじまり、徐々にふたつの性別へとわけ、さらに性別分業をしていくという過程を学校は担います。その過程をここでは「性別分化」と呼ぶことにします。そして、トランスジェンダー生徒は、このような性別分化と自らがやりたい性別との間で葛藤（ジェンダー葛藤）を起こす存在であると考えられるのです。

したがって、トランスジェンダー生徒への具体的支援とは、このジェンダー葛藤を軽減することになります。生徒の支援をする上で、まず最初にすべきことは「生徒がなにに困っているか」を明確にすることです。そして、教職員が先まわ

りをせずに「なにをしてほしいか、どうしてほしいか」を生徒から聞くことです。そして一番大切なことは、それを実現するためには具体的に何をしなくてはならないかを、生徒と一緒に考えることです。あるトランス男性の若者は高校時代の対応で一番よかったことを「『さんで呼んだらいい？くんで呼んだらいい？』ってはっきり聞きに来てくれたこと」と語っています。この事例は、課題を解決するのはトランスジェンダー生徒本人であり、教職員は生徒と一緒に課題を考え解決を手助けする支援者として存在することの大切さを物語っています。そして、このようなとりくみのひとつひとつが、トランスジェンダー生徒のジェンダー葛藤を軽減することにつながっていくのです。

5、LGBTについての

「理解と支援」？

図4 どんなセクシュアリティ？

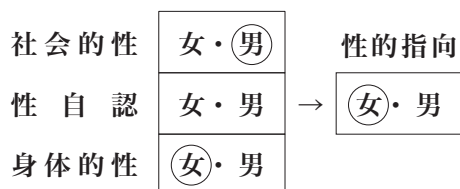


図4のような子どもがいたとします。「身体的性」は「女」。小さい時からスカートは大嫌いで木登り大好き、将来の夢はサッカー選手。「社会的性」は「男」。そして、好きな相手は「女」。問題は、この子の「性自認」はいったいなにかということです。実は、「性自認」というものは、考えれば考えるほどわからなくなるものです。しかし、この子が学校から「特別な配慮」を得るためには、学校に自分のことを説明しなくてはならず、そのためには「性自認」を決めなければなりません。もしも「男」を選んだなら「トランス男性の異性愛者」です。もしも「女」を選んだら「ボーイッシュなレズビアン」です。で

は、確率的にはどちらが多いか。言うまでもなく圧倒的に後者の「ボーイッシュなレズビアン」です。では、どちらが選択しやすいか。それは、圧倒的に少ない前者の「トランス男性の異性愛者」です。なぜなら、トランスジェンダーについては、文科省の「通知」も出ているし、法律もとりにあえず整備されている。しかし、同性愛者については、先に述べたように、「同性パートナー制度」をつくる地方自治体や企業が出てきましたが、質的にも量的にもまだまだ不十分です。また、同性愛者への差別発言はあとを絶ちません。そして、学校のカリキュラムも異性愛であることを前提につくられています。このような状態で、はたして「レズビアン」を選択できるでしょうか。その子どもがどちらの「心の性別」を選択するか。それは本人が決めることです。しかし、そこに選びやすさがあるとはいけないのです。したがって、学校や社会の中に同性愛についての肯定的な情報があふれ、法的にも保障される必要があるのです。

最近「LGBTを理解し支援する」というフレーズを目にします。しかし、この「理解と支援」という考え方こそが問題の根幹であると、わたしは考えます。

先に述べたように、トランスジェンダー生徒に困難をかかえさせているのは、学校の性別分化です。実は、「通知」の中にあげられた「支援の事例」は、学校自身が自らつくり出す「性別による取り扱いの差異」の存在を証明するものなのです。ということは、学校がトランスジェンダー生徒にかかえさせている困難を、学校自らが「特別な配慮」をおこなうことで「支援」という構図が浮かびあがってきます。この構図に疑問を持つのはわたしだけでしょうか？さらに、「特別な配慮」をおこなうことで、学校や社会の枠組みそのものを問わずにすませること

ができます。しかし、これでは根本的な解決とは言えません。では、「特別な配慮」でなければなんでしょう。

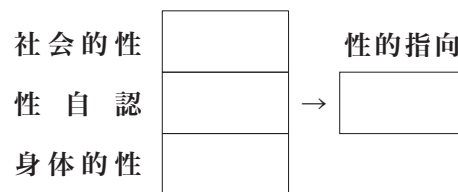
それは、「障害者権利条約」の中で示された「合理的配慮」です。つまり、「生まれた時の性別で生き、ひとりの異性を好きになる人」向けにデザインされたこの社会のありようそのものが、そのような生き方をしない／できない人に困難を与えているのです。ですから、そのような社会をデザインし直すことこそが大切なのです。

6、おわりに

セクシュアリティの4つの要素は、実は「女／男」の二者択一ではなく、自由記述欄なのです。自分の心や身体、あるいは人生を見つめた人であるなら誰でも、そこに自分だけの文章を書くことができます。その時、その人の前には「赤と黒」の二色ではない「虹色の世界」が広がることでしょう。

図5 あなたはどんなセクシュアリティ？

自分で入れてみましょう。



プロフィール

土肥 いつき (どひ いつき)

京都府立高校教員

1993年から「京都在日外国人生徒交流会」をはじめ、現在「全国在日外国人生徒交流会」の世話人をしている。さらに、卒業生と呑みたくて「卒業生の会」も最近はじめた。

一方、1999年に「玖伊屋」に参加し、現在2ヶ月に1回京都駅南側で夜通しの宴会をしている。また、2006年にトランスジェンダー生徒交流会の活動を開始した。さらに、ジェンダークリニックの待合室のクラさに閉口して、通院している病院で受診者の会の活動もはじめた。土日平日問わず、各所に出没している。大阪府立大学大学院在学中。

本を紹介します

教育相談室 徳永 恭子

「少女犯罪」

家田さんは前書きで書いている。「私は、30年ほど前から、十代の少女たちを追い続けている。未成年の特権であるかのように暴走する多くの少女に出会った。取材を続けて私は知った。少女たちとその親との間に大きな気持ちのすれ違いがあることを…。今はいじめも残酷化し、傷害事件にまで及んでいる。少年法によりその内容を詳しく知ることができないままでは、学ぶことも警告も出来ない。ならば私が、少年院にいき、ありのままの現実を細かに伝える必要があるのではないか。」

家田 莊子 2015年 ポプラ社

家田さんは、群馬県にある女子少年院に行き、窃盗、詐欺、売春、覚せい剤、暴行などで送致された少女たちに、直接インタビューをしている。少女たちは問題の本質と向き合い、葛藤し、自分や家族を見つめ直していた。少女たちを罪に走らせた背景は何か？ 家族関係はどうだったのか？ 罪を犯しているとき親は何をしていたのか？少女たちを闇から救うのは何か？その問題意識のもと、少女たちの生の言葉を丁寧に拾いながら書いた渾身のルポルタージュである。